

吹田市議会 すいた市民自治 〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号
TEL:06-6384-1231 (代表) E-mail: info@shimin-jichi.net URL http://shimin-jichi.net

「すいた市民自治」会派は「市民が主役の社会」の実現をめざし、活動してまいります。

百条調査特別委員会を設置しました

グリーンニューディール基金事業として平成23年度に吹田市が行った太陽光発電設備設置工事をはじめ高遮熱性塗装、断熱フィルム貼付施工、照明設備改修(LED化)のそれぞれについて事務手続きに問題がありました。太陽光パネル設置工事が2000万円を超える工事であるにもかかわらず一社随意契約で行われたことなど、10月30日の新聞報道を皮切りに、連日、新聞紙上をにぎわせ、テレビのニュース番組でも放映されたことは皆様ご存知のことと思います。吹田市は大丈夫か?とご心配くださっている方も多くいらっしゃると思います。

吹田市議会として、今後このようなことが起こらないようにするために、グリーンニューディール基金に係る随意契約及び関連業務等に関する調査特別委員会(以下、調査特別委員会)を設置し、真相究明を行うとともに再発防止策を提案していきます。(第4面 TOPICS 欄に続く)

■市役所本庁舎省エネ・グリーン化推進事業(グリーンニューディール基金を活用) (金額:千円)

	H23.8 見積額 (1社のみ)	執行起案額	落札価格(落札率)	H23.3 見積書 (架空の額)
照明設備改修 (LED化)	20,100	20,853 (指名入札)	8,169 (39.2%)	26,061 など 3社から
低層棟高遮熱性 塗装	3,255	3,255 (指名入札)	735 (22.6%)	4,063 など 3社から
低層棟断熱 フィルム貼付施工	7,854	7,854 (指名入札)	2,079 (26.5%)	—
太陽光発電設備 設置	—	24,979 (随意契約)	22,512	—
中層棟窓ガラス 改修	—	1,136 (見積合せ)	1,117	—

「すいた市民自治」会派議員からのメッセージ



「いけぶち佐知子」は、
「未来にまっすぐ 市政にまっすぐ」
をモットーに、みなさんとともに、
市民自治を目指して、
まっすぐに取り組んでいます。



安心して暮らせる町、その原点は平和です。
戦後の日本を育んできた「平和」と「自由」、
そして「民主主義」を大切にしていきます。
安心して暮らせる町「吹田市」
その実現を目指します。

いけぶち佐知子



ブログもどうぞ

<http://blog.goo.ne.jp/gogonet21/>

西川 たけお



ブログもどうぞ

<http://ameblo.jp/nishikawatakeo/>

12月議会代表質問（いけぶち佐知子）

市民病院の独立行政法人化のデメリット

質問 地方独立行政法人になると議会の関与、チェック機能が小さくなるのではないか。

回答【市民病院事務局長】定款の作成や変更、中期目標の作成や変更、重要な財産の処分には、議会の議決が必要である。また、各事業年度及び中期目標に対する実績評価の結果を議会に報告することになっており、業務運営に対する議会のチェック機

能が確立されている。

質問 理事長に業務運営の全権限が集中することによる弊害を未然に防ぐ、あるいは最小限にするため、何か考えているか。

回答【市民病院事務局長】一般的に理事長の任期は、市が定める中期目標期間である3年～5年が多いが、市民病院の理事長は2年任期とすることを定款で定めている。

市民病院と国立循環器病研究センターの移転

質問 国立循環器病研究センターが岸部地区に移転しなくても、市民病院が移転することについて市民の理解は得られるのか。

回答【市民病院事務局長】市民病院の問題点は次の5つである。①建設後30年を過ぎ老朽化②医療環境の変化に伴い施設が狭い③バリアフリー化が困難④災害時の病院機能が不十分。⑤防災拠点病院としての耐震基準を下回っている。これらを解決するため、岸部地区に用地を確定し、早急に移転建て替えが必要である。基本構想・計画の見直しの後、市民意見聴取のためのパブリックコメントを実施したい。

質問 国立循環器病研究センターの移転先が未だに決定していないが、今後の見通しはどうなっているのか。

回答【福祉保健部長】現在（12月11日時点）同センターは、平成24年12月21日を期限として、箕面市船場地区について移転候補地の客観的データ収集及び調査検討を外委託している。吹田市としては、岸部地区にある吹田操車場跡地は、同センターが示している移転先条件の全てを満たしているため、同センターが適切に判断されると考えている。

使用者負担分の光熱水費を適切に徴収せよ

質問 行政財産は市民全体の財産である。目的外使用者に対して、使用料を徴収している場合はもちろんのこと、使用料を無償にしていたとしても、使用者負担分の光熱水費を求めるべきではないか。

回答【総務部長】今後の光熱水費の徴収について、統一的な取り扱いをし、適切に徴収していく。また、「行政財産の使用料の徴収に関する条例施行規則」に光熱水費の徴収について明記することも含め、関係部局（行政経営部）と検討していきたい。

12月議会個人質問（西川たけお）

空き地等の適正管理について

質問 空き地管理に関するクレームは年間どれくらいあるか。また、適切な管理を担保するための条例の必要性はないか。

回答【環境部長】雑草や越境した枝など年間100件前後の苦情がある。「吹田市環境の

保全に関する条例」に基づき適正な管理を指導している。

条例化については、先行自治体を参考にしつつ、慎重に調査・研究する。

電子入札の最低制限価格について

質問 最低制限価格は試行的に非公表としてきたが、5月議会で、談合の疑いを招かないかと質問した。半年を経て、どのように考えているか。また、電子入札の対象額を引き下げるべきではないか。

回答【総務部長】落札となるべき同価の

入札をしたものが2人以上ある件数が減るなど効果も認められたが、入札不調により工期が遅れたものもあった。最低価格の公表時期は、これまでの入札結果等を審議、検証し、結論を出す。対象金額の引き下げは、一層の透明化を図るため、検討する。

高齢者、有期雇用に関する法律について

質問 今年8月に高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正と、有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合、労働者に無期労働契約転換申し込み権を付与するという改正労働契約法の制定があった。啓発活動はどうなっているか。

回答【まち産業活性部長】厚労省による説明会が1月17日に予定されており、本市も参加する。また3月には、「ほっとわーくにゅーす」やホームページ、市報を活用したPRをする。

乳幼児医療費助成制度について

質問 市は就学前児童の通院と小学卒業年度までの児童の入院を対象に医療費助成をし、それに所得制限を課している。所得制限を課しているのは、府内自治体の約20%に過ぎず、財政が厳しい中でも拡充の傾向にある。この際、所得制限の撤廃を検討すべきではないか。

回答【こども部長】所得制限の撤廃には約1億円の財源が必要であり、まず健全な財政基盤の確立がまず先決である。今後、国・府に対し制度の要望をするとともに、総合的な子育て支援推進の中で検討する。

百条調査特別委員会を設置しました(第1面の続き)

11月12日に全員協議会を開き、各会派による質疑を行いました。その後、11月26日に臨時議会を開き、吹田市議会としては2回目になる地方自治法100条に基づくグリーンニューディール基金に係る随意契約及び関連業務等

に関する調査特別委員会(以下、調査特別委員会)を設置し、10人の委員を選出しました。いけぶちも委員の一人です。これまでの経過をお知らせします。

経過

12月3日	12月中	1月8日
第1回調査特別委員会を開催。今後の進め方について協議をしました。	調査特別委員会の準備作業をするため準備会を開きました。	第2回調査特別委員会を開催。百条調査権に基づかない任意の資料要求をしました。

今後—精力的に調査を行っていきます。

1月8日に要求した資料は全部で57件あり、その内訳は、市長へ22件、前副市長へ1件、井上哲也後援会へ4件、6事業者へ30件(7件、5件、5件、4件、2件、7件)です。

- * 調査特別委員会は原則公開であり、傍聴できます。
- * 開催日程は吹田市議会のホームページにてお知らせします。
あるいは「すいた市民自治」または、議会事務局にお問い合わせください。

参考

1 100条調査権の目的
地方公共団体の事務にかかわる範囲で起こった不祥事件等に対し
1) 不祥事件等が発生する原因や背景を調査し、事務の適正執行を図る。
2) 同じような事件等の再発防止をする。

2 100条調査権の権限
1) 議会が持つ条例の制定や予算の議決などの権限を有効・適切に行行使するための権限。
2) 議会の執行機関に対する監視権限を実効的に行行使するために必要な調査権限。

3 100条調査権の実効性
1) 地方自治用により選挙人その他の関係人に対し、出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。
2) これらの請求に正当な理由なく選挙人その他の関係人が応じない場合のために、議会に告発する権限が付与されている。

4 100条調査権の根拠
「地方自治法」第100条(抜粋)
普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

参考書籍/廣瀬和彦著『100条調査ハンドブック 地方議会の調査特別委員会は何ができるか』ぎょうせい、2008年

議会や市政について、皆様からのご意見をお待ちしています。